

古物営業法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月23日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第11号

古物営業法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
(古物営業法施行細則の一部改正)

第1条 古物営業法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の取消しの手続)</p> <p>第4条 法第6条第1項又は第2項の規定による許可の取消しは、別記様式第2号の古物営業許可取消通知書により行うものとする。</p>	<p>(許可の取消しの手続)</p> <p>第4条 法第6条の規定による許可の取消しは、別記様式第2号の古物営業許可取消通知書により行うものとする。</p>

別記様式第2号（第4条、第10条関係）

古物営業許可取消通知書

第 号
年 月 日

住所又は居所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

古物営業法 第6条第1項
第6条第2項 の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。
第24条

許可年月日、許可証番号及び許可の種類

取消しの理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第4条、第10条関係）

古物営業許可取消通知書

第 号
年 月 日

住所又は居所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

古物営業法 第6条
第24条 の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。

許可年月日、許可証番号及び許可の種類

取消しの理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)					
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	
1~11 略					1~11 略					
12 古物営業法(昭和24年法律第108号)	第3条第1項及び第2項~第5条第4項 略				略	12 古物営業法(昭和24年法律第108号)	第3条第1項及び第2項~第5条第4項 略			
	第6条第1項	古物営業の許可の取消し	略		第6条		古物営業の許可の取消し	略		
	第6条第2項	古物営業者の営業所若しくは古物市場の所在地又は所在を確知できないときの実の公告及び古物営業の許可の取消し		○						
	第7条第1項及び第2項~第13条第4項 略				略		第7条第1項及び第2項~第13条第4項 略			
	第14条第1項ただし書	仮設店舗における営業の届出の受理		○						
	第21条の5第1項~第27条 略						第21条の5第1項~第27条 略			
(1) 古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)	附則第2条第1項	主たる営業所等の届出の受理		○	(1)~(3) 略					
	附則第2条第2項	主たる営業所等の届出に係る他の都道府県公安委員会への通知		○						
(2)~(4) 略										
13~101 略					13~101 略					
備考					備考					

略

略

附 則

この規則は、平成30年10月24日から施行する。